京都府男女共同参画推進条例(平成16年3月30日公布・平成16年4月1日施行)

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に進められてきたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、家庭や地域を取り巻く環境の変化、経済活動の成熟化等の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

京都では、古くから文学等において女性が活躍するなど、 男女による様々な社会活動・生産活動が多様な歴史文化を培ってきたところであり、さらに、美しい自然や学術研究機能の集積など未来に開かれたすばらしい発展力を有しており、このような地域特性を生かしながら、これを次世代に継承し、発展させていくことのできる男女共同参画社会を築いていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、人と人との絆を大切にし、家庭を営む男女にあっては相互に家庭を大切にしながら、家庭や学校、職域、地域等あらゆる場において、男女が心と心で結びあい、支え合いながら、また、男女の違いを認め合いながら、お互いの存在を高め合い、心豊かな関係を築いていく上で重要である。

このような認識の下に、私たちは男女共同参画社会の実現を強く念願し、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念等を定め、その取組を府、府民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動 に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治 的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することが でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の 格差を改善するため必要な範囲内において、男女のい ずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的 な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手 の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係 にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為 (暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。)をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が 重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受け ないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保さ れることその他の男女の人権が尊重されることを旨とし て、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、府の施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と子どもを安心して生み、育てることができる環境整備などに向けた社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な 関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行わ れなければならない。

(府の實務)

- 第4条 府は、前条に定める男女共同参画の推進についての 基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女 共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以 下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たって は、府民、事業者、市町村、他の都道府県、国等と連携し、 及び協働して取り組むよう努めなければならない。

(府民の責務)

- 第5条 府民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、 学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野において、 基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めな ければならない。
- 2 府民は、府が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、男女共同参画社会づくりを担う主要な構成員であるとの自覚の下に、その事業活動に際し、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、府が実施する男女共同参画の推進に関する施 策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律 第78号)第14条第1項に規定する都道府県男女共同参 画計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに 当たっては、京都府男女共同参画審議会の意見を聴くとと もに、府民の意見を反映することができるよう適切な措置 を講じるものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

- 第8条 府は、事業者及び府民による積極的改善措置に係る 取組が適正に促進されるよう情報提供、相談、助言その他 の必要な支援を行うものとする。
- 2 府は、附属機関その他これに準じるものにおける男女の 委員の数の均衡を図るなど、自ら積極的改善措置に取り組 むものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進等)

- 第9条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用の場において、 次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。
- (1) 男女が個人として能力を発揮する機会が確保される取 組
- (2) セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組
- (3)職業生活と家庭生活における活動の両立を支援する取組
- 2 府は、事業者が行う前項の取組を支援するため、情報提供、相談、助言その他の必要な措置を講じるものとする。
- 3 府は、男 女が個人として能力を発揮する機会の確保の ため、生涯を通じた職業能力の形成及び開発、円滑な再就 職並びに起業を支援するために必要な措置を講じるもの とする。

(個人で営む事業における男女共同参画の推進)

第10条 府は、農林水産業、商工業等の分野における個人 で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう、啓 発、相談その他の必要な環境整備を行うものとする。

(家庭生活に関する支援)

第11条 府は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、保育・介護サービス等の充実、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(京都における文化及び産業の振興)

第12条 府は、男女がその持てる力を十分に発揮し、京都 における文化及び産業の振興に寄与できるよう、府民の交 流機会の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

(府民等の活動の促進)

第13条 府は、府民及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、これらのものとの連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

- 第14条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的 取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害して はならない。
- 2 府は、前項の行為の防止に努めるとともに、被害を受けた者に対し必要な支援措置を講じるものとする。

(情報に関する留意事項)

第 15条 何人も、公衆に表示する情報において、男女間に おける暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度 の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(府民等の理解を深めるための措置)

第16条 府は、男女共同参画の推進に関する正しい理解が

深まるよう、適切な広報及び啓発を行うとともに、教育及 び学習の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

2 府は、情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、府民が、男女共同参画の視点から情報を正しく理解するための能力の向上を図ろうとする取組に対し、必要な支援措置を講じるものとする。

(推進体制の整備)

第17条 府は、男女共同参画の推進に関する活動の拠点施設の機能の充実を図る等、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第18条 府は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるものとする。

(調査研究)

第19条 府は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及 び実施に必要な調査研究を推進するものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策 の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(苦情処理等)

- 第21条 府は、府が実施する男女共同参画の推進に関する 施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策につい ての府民又は事業者からの苦情の適切な処理に努めるも のとする。
- 2 府は、前項の規定による苦情の処理に当たって、特に必要があると認めるものについては、京都府男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 府は、男女共同参画の推進を阻害する行為に係る府民又 は事業者からの相談について、関係機関と協力して適切に 対応するため、相談体制の充実その他の必要な措置を講じ るものとする。

第3章 京都府男女共同参画書議会

(京都府男女共同参画審議会)

- 第22条 第7条及び前条第2項に規定する事項のほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同 参画の推進に関する事項について、知事に建議することが できる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者の うちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、 第7条、第21条第2項及び第22条の規定は、平成16年 6月1日から施行する。

京都府男女共同参画施策苦情等事務処理要綱

(趣旨)

第1条 京都府男女共同参画推進条例(平成16年京都府条例第10号。以下「条例」という。) 第21条に定める府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に 影響を及ぼす施策についての苦情の処理は、この要綱の定めるところによる。

(申出者)

第2条 苦情の申出を行う者は、府の区域内に住所を有するもの(府内の事務所又は事業所に 勤務する個人、府内の学校に在学する個人並びに府内に事務所又は事業所を有する個人及び 法人その他の団体を含む。)とする。

(申出の受付)

第3条 苦情の申出に関する受付事務は、府民環境部男女共同参画課(以下「男女共同参画課」 という。)において行うものとする。

(申出の方法)

- 第4条 苦情の申出は、男女共同参画施策苦情処理申出書(別記第1号様式(略)) 又は次に 掲げる事項を明記した書面を男女共同参画課に提出することにより行うものとする。
- (1) 申出者の氏名、住所(法人その他の団体にあっては、その名称、府内の主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)及び電話番号
- (2) 苦情に関する府の施策
- (3) 苦情の内容及び理由
- (4) 申出の年月日
- (5) 府の区域内に住所を有していない場合は、勤務する事務所名若しくは事業所名又は在学する学校名
- 2 前項の書面の提出は、郵送、ファクシミリ及び電子メールにより行うことができる。また、 特別の事情があると認められる場合は、口頭により申出を行うことができる。

(申出の送付)

- 第5条 男女共同参画課が苦情の申出を受け付けたときは、当該苦情の申出に関する施策を担当する課又は室(以下「施策担当課等」という。)に男女共同参画施策苦情処理申出受付書(別記第2号様式(略))を送付するものとする。
- 2 施策担当課等が、直接苦情の申出を受け付けた場合においては、男女共同参画施策苦情処理申出受付連絡書(別記第3号様式(略))を男女共同参画課に送付するものとする。

(申出の処理)

- 第6条 苦情の申出に対する処理は、施策担当課等が責任を負う。
- 2 苦情の申出に対する処理を行うに当たって、専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、京都府男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(個人情報の保護)

第7条 苦情の申出の処理に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(回答)

- 第8条 苦情の申出に対する回答に当たっては、男女共同参画課と事前に協議の上、施策担当 課等が行うものとする。
- 2 苦情の申出に対する回答は、原則として、苦情を受け付けた日から30日以内に行うものとする。

(報告及び公表)

- 第9条 施策担当課等は、男女共同参画施策苦情処理申出処理結果報告書(別記第4号様式 (略))により、苦情の申出に対する処理結果を男女共同参画課に報告するものとする。
- 2 男女共同参画課は、苦情の申出の処理結果の概要を府民に公表するものとする。

(他制度との関係)

第 10 条 府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策についての苦情の申出が、他の制度に基づき行われた場合は、その処理に当たっては、本要綱による事務処理も併せて行うものとする。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

馬
*
113
1
雅
-

<u></u>		Æ	1 20	男女共同参画に関す	き画に関する条例			お父状向参画に戦りの計画(令和4年4月1日現在で有効なもの)	9	44/	女活法計画	-	DV基本計画	
. MI		景線	耧	,	ē	ŧ.	#				有無	佈	#	
巨	担当霖(室)名	会議の作業	関の有無	条 图名 卷	公布日	施行日	策定予定	計画名等	計画期間	# X	ALL AND	₽ 2⊕	fitt M.	男女共同参画・女性のための 終合的な施設名称
福知山中	人権推進室	佈	桩	福知山市男女共同参画推進条例	平成18年9月27日	平成18年10月1日		第4次福知山市男女共同参画計画(はばたきプラン 2021)	令和3年4月1日 - 令和	令和13年3月31日 —	# #	140	ю.	福知山市男女共同参画センター
舞鶴市	人権啓発推進課	佈	柜	舞鶴市男女共同参画推進条例	平成26年6月30日	平成26年7月1日		舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン」(第3次)	平成29年4月1日 - 令和	- 令和9年3月31日 -	#±	14年かれて	υ.	舞鶴市男女共同参画センター
綾部市	人権推進課	権	桩	綾部市男女共同参画条例	平成18年3月30日	平成18年4月1日		第4次綾部市男女共岡参画計画「あいプラン」	令和3年4月 - 令利	- 令和13年3月 -	*	1 #		綾部市男女共同参画センター
中沿市	男女共同参画課	榧	怖	宇治市男女生き生きまちづくり条例	平成16年10月8日	平成16年12月7日		宇治市男女共同参画計画 第5次UJIあさぎリブラン	令和3年4月 · 令科	令和8年3月 -	*	 		宇治市男女共同参画支援センター
世無回	市民環境部市民環境課	榧	佈			W.	(PL	宮津市男女共同参画基本計画~ウィンドプラン2017~ 3	平成29年4月1日 - 令和8	- 令和9年3月31日 -	长	*		
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	人権啓発課	1年	ήtic	亀岡市男女共同参画条例	平成14年12月25日	平成15年4月1日	Ė	ゆう・あいプラン2021~亀岡市男女共同参画計画~	令和3年4月1日 ~ 令和1	- 令和13年3月31日	##	长		
城陽市	市民活動支援課	桩	施	城陽市男女共同参画を進めるための 条例	平成17年7月1日	平成17年7月1日		第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」	令和3年4月 - 令和	- 令和13年3月 -	梓	i K		城陽市男女共同參画支援センター
向日市	広聴協働課	施	桩	向日市男女共同参画推進条例	平成18年3月27日	平成18年4月1日		第3次向日市男女共同参画ブラン	令和3年4月 - 令和	- 令和13年3月 -	梓	ļ #		向日市女性活躍センター
長岡京市	男女共同参画センター	桩	佈	長岡京市男女共同參画推進条例	平成22年9月27日	平成22年10月1日		長岡京市男女共同參画計画 第7次計画	令和3年4月 - 令科	令和8年3月 -	接	1 #		男女共同参画センター
八幡市	市民部人権啓発課	佈	桩	八幡市男女共同參画推進条例	平成21年3月30日	平成21年4月1日		八幡市男女共同参画プランるーぶ計画エ	令和3年3月 - 令和	- 令和13年3月 -	长	1 **		八幡市女性ルーム
泉田辺市 1	市民部人権啓発推進課	榧	価	京田辺市男女共同参画推進条例	平成22年09月29日	平成22年10月1日		第3次京田辺市男女共同参画計画	令和3年4月1日 - 令和1	- 令和13年3月31日	长	 		京田辺市女性交流支援ルーム
京丹後市	市民鞣	佈	榧	京丹後市男女共同参画条例	平成23年7月1日	平成23年7月1日		第二次京丹後市男女共同參画計画	平成28年4月 - 令科	令和8年3月	*	<u>‡</u>		京丹後市女性センター
車中中	人権政策課	作	楩	南丹市男女共同参画推進条例	平成27年3月30日	平成27年4月1日		第2次南丹市男女共同参画行動計画	平成31年3月 - 令和	- 令和11年3月 -	棒	† †		
世三 競 半	人権推進課	榧	榧	木津川市男女共同参画推進条例	平成19年3月12日	平成19年3月12日	\$HK	第2次木津川市男女共同参画計画~キラリさわやかプ。 ラン~	令和3年4月1日 - 令和1	令和13年3月31日 -	*	<u>‡</u>		木澤川市女性センター
上上京日本	生涯学習課	麒	椎			-56	# *	大山崎町第3次男女共同参画計画~みとめ愛プラン~	平成28年4月 - 令和	令和5年3月 —	*	世		
久御山町	終務部終務課	極	極			***	業	久御山町第2次男女共同参画プラン	平成25年4月 - 令和	令和5年3月 —	长	1		
	井手町教育委員会 社会教育課	粧	#			-55	#	井手町男女共同参画プラン (井手町男女共同参画計画・井手町DV対策基本計画)	令和3年4月1日 ~ 令和1	令和13年3月31日 —	长	ŧ		
宇治田原町	企画財政課	ftc.	橅				熊	第2次字治田原町男女共同参画計画	令和3年4月 - 令和	令和12年3月 -	<u>‡</u>	#		
祖圖田	総務財政課	#	椎			-6	#				#		#	
和東町	人権啓発課	#	蛛			-56	#				#		#	
車車	人権啓発課	橅	橅	精華町男女共同参画推進条例	平成25年3月29日	平成25年10月1日		精華町第2次男女共同参画計画	令和2年4月 - 令和	令和7年3月 -	#	1		
平上核土	税住民福祉課	#	攤			•	#				#		#	
京丹波町	住民課	橅	桩			\$	#	京丹波町第2次男女共同參画計画	平成29年4月 - 令和	令和9年3月 —	存	ļ		
伊根町	住民生活課	#	雌			16	#				#		#	
与謝野町	住民環境課	柜	#			en.	#	みんなの和づくりプラン第2次与謝野町男女共同参画 計画	平成31年4月 - 令和	- 令和10年3月 —	袋	4	۳,	

																_					
目標設定	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	議会等の	目標及び	現状値			地方自然無難	5自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	202条の3 おける登J	じに基づま状況		記 秦	3治法(第員会等に	地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況	に基づく明状況			魯運	管理職の在職状況	大況	
		"		<u>[</u>		H		П					П	[Н	\vdash		Н	Ц	うち一般行政職	強
	工機準化財限	審議会等数	汚女性委員を含む数	総委員数	ち女性委員等数	女性比率%	審議会等数	_ち 女性委員 を含む数	総委員数	ち女性委員等数	女性比學%	委員会等数	た女性委員を含む数	総委員数う女性委員	##- 1≥ <	女性比率%	管理職総数方女性	管理職数 女性出來 女性出來	管理職総数	た サ を 動 数 財 数	女性比率
	令和13年3月	58	47	808	242	30.0	15	14	261	11	29.5	9	5	39	6	23.1	163	47 28.	101	22	21.8
	令和9年3月	41	38	267	160	28.2	27	26	373	106	28.4	9	4	39	6	23.1	143	23 16.	100	. 13	12.3
	令和13年3月	20	48	689	214	31.1	25	25	333	100	30.0	9	9	22	9	18.2	99	14 21	2 47	6	19.1
	令和8年3月	82	74	1,090	350	32.1	32	29	538	156	29.0	9	9	31	7	22.6	801	13 12.	0.	Ξ	13.9
35.0	令和9年3月	67	56	777	177	22.8	22	20	263	65	24.7	9	.c	41	=	26.8	42	5 11.9	66	4	10.3
	令和13年3月	54	53	658	224	34.0	37	36	454	142	31.3	9	ro	99	4	21.2	159	49 30.	.8 137	45	30.7
	令和13年3月	99	20	632	195	30.9	20	46	595	190	31.9	9	4	37	ıc.	13.5	11	8 10.	4 58	7	12.1
	令和7年3月	09	49	701	240	34.2	20	14	207	49	23.7	9	2	31	7	22.6	65	18 27.	7 56	16	28.6
	令和8年3月	54	52	569	227	39.9	30	29	315	113	35.9	9	5	31	9	19.4	66	29 29.	3 89	28	31.5
	令和13年3月	11	29	797	266	34.7	16	12	258	75	29.1	9.	4	30	9	20.0	110	22 20.0	.0 74	6	12.2
	令和13年3月	69	58	929	339	35.3	46	40	297	171	28.6	9	4	31	7	22.6	107	26 24.	3 93	56	28.0
	令和8年3月	37	33	445	136	30.6	37	33	445	136	30.6	9	2	38	2	13.2	137	30 21	9 81	14	17.3
30.0	令和10年3月	48	39	551	130	23.6	42	39	551	130	23.6	9	8	99	7	10.6	63	.25 39.	7 44	14	31.8
男女双方が40%以上 60%以下	令和13年3月	45	40	534	188	35.2	39	34	200	180	36.0	9	9	34	80	23.5	95	23 24.	2 82	17	20.7
25.0	令和5年3月	12	10	192	36	18.8	14	6	166	33	19.9	9	3	31	22	16.1	29	6 20.	7 22	2	9.1
33.0	令和5年3月	36	32	411	119	29.0	91	15	199	44	22.1	9	4	37	7	18.9	29	6 20.	7 21	3	14.3
	1		G.			1	10	5	137	15	10.9	9	က	30	9	20.0	19	7 36.	14	4	28.6
30.0	令和13年3月	19	15	236	44	18.6	19	15	236	44	18.6	9	2	35	က	9.8	16	4 25.0	0 15	4	26.7
	г			ī)		-	2	4	69	12	17.4	4	0	23	0	0.0	11	5 45.	5 10	4	40.0
	1					1	4	4	51	12	23.5	4	-	27	-	3.7	17	8 47.1	71 17	8	47.1
30.0	令和7年3月	20	18	258	91	35.3	20	18	258	91	35.3	9	4	30	80	26.7	20	9 18.	0 35	4	11.4
-	1					_	4	4	64	16	25.0	4	-	23	4	17.4	12	1.8	3 11	1	9.1
30.0	令和9年3月	8	80	107	39	36.4	80	8	107	39	36.4	9	T	36	6	8.3	40	9 22.5	5 29	8	10.3
	1					1	7	22	79	19	24.1	9	2	28	60	10.7	7	0.0	0 0	0	0.0
30.0	令和5年3月	32	30	343	93	27.1	32	30	343	93	27.1	9	4	45	9	3.3	48	10 20.8	8 39	6	23.1
		922	809 11,294	1,294	3,510	31.1	577	517	7 300	9 108	200			110		0 17					

※調查時点は原則令和4年4月1日

令和4年度 男女共同参画に関する年次報告

令和4年12月発行

発行 京都府府民環境部男女共同参画課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 電話 075-414-4296 ファクシミリ 075-414-4293 ホームページ http://www.pref.kyoto.jp/josei/index.html

